平成２６年（フ）第３６７号
沖縄県糸満市西崎町３丁目200番地　コーポひまわり302号
債務者　進　　裕治
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第４号
青森市大字大野字山下77番地12
債務者　大山　　明
1　決定年月日時　平成27年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５号
青森市大字大野字山下77番地12
債務者　大山レイ子
1　決定年月日時　平成27年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９号
沖縄県那覇市若狭３丁目43番９号　我**那覇**方
債務者　國吉　清秀
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第５１号
熊本市北区植木町滴水1566番地２
債務者　門田　敬三
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５２号
熊本市中央区中央街８番１―603号　森ビル
債務者　吉田　泰子（旧姓横田）
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１１９号
山口県周南市大字安田１番地の19　市営三丘住宅Ａ―11号
債務者　田村　好子
1　決定年月日時　平成27年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第８号
山口県周南市新清光台２丁目10番17号、前住所山口県周南市新清光台１丁目13番８号
債務者　藤井　真美
1　決定年月日時　平成27年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第１１８７号
東京都板橋区板橋１丁目46―２―607
債務者　川崎松四郎
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１９２号
東京都北区赤羽北１丁目25―12―302
債務者　御園生　亮
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２２１号
東京都新宿区百人町１丁目22―27―504
債務者　梶本　結希
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２３０号
東京都板橋区前野町２丁目26―13―106
債務者　柳　　尚美
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２３２号
東京都練馬区北町２丁目26―16―311
債務者　萩原　秀雄
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２３６号
東京都江東区塩浜２丁目26－８―604
債務者　工藤　光枝
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２４８号
東京都葛飾区お花茶屋３丁目２－４　プリムローズヒルⅡ201
債務者　関根　美香
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２５２号
東京都新宿区高田馬場３丁目16―17―201
債務者　石川　貴雄
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部